

履行確実性評価方式試行要領

制定 平成 30 年 3 月 16 日 29 建企第 718 号

最終改正 令和 5 年 3 月 8 日 4 建企第 517 号

(目的)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式による一般競争入札（WTO 対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式」という。）により実施する履行確実性評価方式における評価の方法及び契約の履行について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 履行確実性評価方式とは、低価格による入札は、工事の履行の確実性が低下するものとして、評価値の算出に反映させるために、履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格を設定し、履行確実性確保価格を下回る入札においては、その乖離額に応じて評価値を低減させる評価方式である。

(履行確実性評価価格の決定)

第 3 条 履行確実性評価価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、「建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱（平成 15 年 6 月 20 日付け 15 監 148 号）（以下「事務処理要綱」という。）に基づき算定するものとする。

(履行確実性確保価格の決定)

第 4 条 低価格での入札による契約は、契約の不履行等を招く恐れがあることから、工事の適正な履行を確保するため、履行確実性確保価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を設定するものとする。

2 履行確実性確保価格は、当分の間、下記参考の算出方法に関わらず、設計金額（消費税及び地方消費税を除く。）に 9.2% を乗じて得た金額とする（1,000 円未満の額は切り捨てる。）。

(落札仮決定者の決定)

第 5 条 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、第 6 条に規定する算定式によって決定した「評価値」の最も高い者を落札仮決定者とする。

2 落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、以下のとおりとする。

(1) 加算点並びに入札価格が同等の場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(2) 対象となる者の全てが、履行確実性評価価格以上の範囲内で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(3) 上記以外の場合

最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者に決定する。

3 落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

4 落札仮決定者は次の (1) ～ (2) の要件に該当する者であること。

(1) 入札価格が予定価格範囲内であること。

(2) 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

(総合評価の方法)

第6条 第3条により決定した履行確実性評価価格及び第4条により決定した履行確実性確保価格を基準に、下記に示す算定式により評価値を決定するものとする。

(1) 入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \text{「(標準点+加算点) / 入札価格」} \times 100,000,000$$

(2) 入札価格が「履行確実性評価価格」未満「履行確実性確保価格」以上の場合

$$\text{評価値} = \text{「(標準点+加算点) / 履行確実性評価価格」} \times 100,000,000$$

(3) 入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \text{「(標準点+加算点) / (履行確実性評価価格 + (履行確実性確保価格 - 入札価格))」} \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とし、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

(契約条件の履行)

第7条 第4条において決定した履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合は、次に掲げる条件の履行を求めるものとする。

(1) 請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。

(2) 配置予定技術者とは別に配置予定技術者と同一の資格（同種工事の経験を除く。）を有する技術者1名を専任で配置すること（落札仮決定者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする。）。

(3) 前号の技術者は施工中、配置予定技術者を補助し、建設業法第26条の4に規定する職務と同様の職務を行うものとする。

(4) 前払金の金額を請負代金額の2割以内とすること。

(落札者仮決定の通知)

第8条 落札者仮決定の通知は、総合評価試行要領に基づき通知を行うものとするが、第7条の規定を適用する契約に当たっては、履行の条件を明記して通知するものとする。

2 落札仮決定者は、前条に規定する条件の履行が困難な場合は、別紙1により契約の辞退を申し出ることができるものとする。

3 辞退の申し出を行った者の入札は無効として取り扱うものとする。

(監督等)

第9条 第7条の規定を適用して行う契約の履行に当たっては、その適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 建設業法第24条の8の規定による施工体制台帳を提出させ、及び必要に応じその内容について聴き取りを行うこと。

(2) 工事の監督及び検査業務を強化すること。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日以降の入札公告から施行する。

この要領は、平成30年5月9日以降の入札公告から施行する。

この要領は、令和元年9月9日以降の入札公告から施行する。

この要領は、令和4年4月1日以降の入札公告から施行する。

この要領は、令和5年4月1日以降の入札公告から施行する。

(参考) 履行確実性確保価格の算出方法

(履行確実性確保価格の設定)

工事区分	①履行確実性確保価格（消費税及び地方消費税を除く。）の算定（合計額の1,000円未満の額は切り捨てる。）	②履行確実性確保価格（消費税及び地方消費税を除く。）の設定の範囲（※）
土木工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事並びに土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事及び機械設備工事	直接工事費の額×97%+共通仮設費の額×90%+現場管理費の額×90%+一般管理費等の額×68%	上限額は予定価格×92% 下限額は予定価格×90% (各々の1,000円未満の額は切り捨てる。)
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事及び解体工事を含む。）	(直接工事費の額×9/10)×97%+共通仮設費の額×90%+{現場管理費の額+(直接工事費の額×1/10)}×90%+一般管理費等の額×68%	
建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者対象の工事	(直接工事費の額×8/10)×97%+共通仮設費の額×90%+{現場管理費の額+(直接工事費の額×2/10)}×90%+一般管理費等の額×68%	

※①により算定した額を予定価格により除した割合が92%を超える場合にあっては92%と、90%に満たない場合にあっては90%とする。

※当分の間、「予定価格」とあるのは「設計金額（設計書、仕様書等によって算定された当該工事に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いたものをいう。）」とする。

(別紙1)

年 月 日

様

(単体の場合)

住所

商号又は名称

代表者名

印

(共同企業体の場合)

共同企業体の名称

代表構成員

住所

商号又は名称

代表者名

印

落札仮決定の辞退届

年 月 日付け 第 号により落札者仮決定通知がありました下記工事については、履行
確実性評価方式試行要領第8条2の規定に基づき辞退します。

記

1. 工事番号
2. 工事名
3. 理由 (具体的に記載すること)